

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年4月8日
担当課	交通政策課

契約業者名・住所	中央復建コンサルタンツ株式会社 東京本社 ・ 東京都千代田区二丁目10番地13
工事等の名称	令和8年度松戸市地域公共交通計画事業推進支援業務委託
工事等の場所	松戸市 市内一円
種別	課題・取組等の支援
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	11,990,000円
工事等の概要	「松戸市地域公共交通計画」に位置づけられた事業課題及び取組の円滑な支援を行う。
随意契約の理由	<p>本業務は、令和8年4月に策定した「松戸市地域公共交通計画」に位置づけられた取組を円滑に推進するため、その実施に係る支援を行うことを目的とするものである。</p> <p>当該計画に基づく取組を具体的に推進するためには、地域の地理・都市特性、交通特性、移動ニーズ等を踏まえ、住民、交通事業者及び行政が共通の認識のもとで運行計画の検討や事業評価を行うための基礎資料を整理する必要がある、公共交通政策に関する専門的知識及び高度な分析技術、並びに豊富な業務経験を有する事業者による支援が求められる。</p>

上記事業者は、令和6年度及び令和7年度において、本市における移動の実態や利用ニーズ等の把握調査、課題整理等を実施するとともに、市民アンケート調査及び関係機関・団体へのヒアリングを行い、松戸市地域公共交通活性化協議会での協議・検討を重ねながら、「松戸市地域公共交通計画」の策定業務を担った実績を有している。また、当該業務を通じて、本市の地域特性や移動実態、公共交通を取り巻く課題、計画の検討経過等について十分な知見を有している。

さらに、本業務では、令和6年度に実施した市内35ブロック単位での現況整理及び分析結果や、市民アンケート調査結果等を活用し、地域の地理・都市特性、交通特性及び移動ニーズに関する評価指標を設定するとともに、運行計画の検討及び審査に資する基礎情報の整理を行うこととしている。これらの調査・分析は、当該事業者が本市の地域特性を踏まえ独自の整理手法により実施したものであり、その分析過程や評価の考え方を十分に理解していることが、本業務を適切かつ効率的に実施するうえで不可欠である。

このため、本業務を的確かつ円滑に遂行できる事業者は、これらの調査・分析内容及び計画策定の経過を熟知している当該事業者に限られるものと判断される。

以上の理由により、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定に基づき、随意契約に附するものとする。